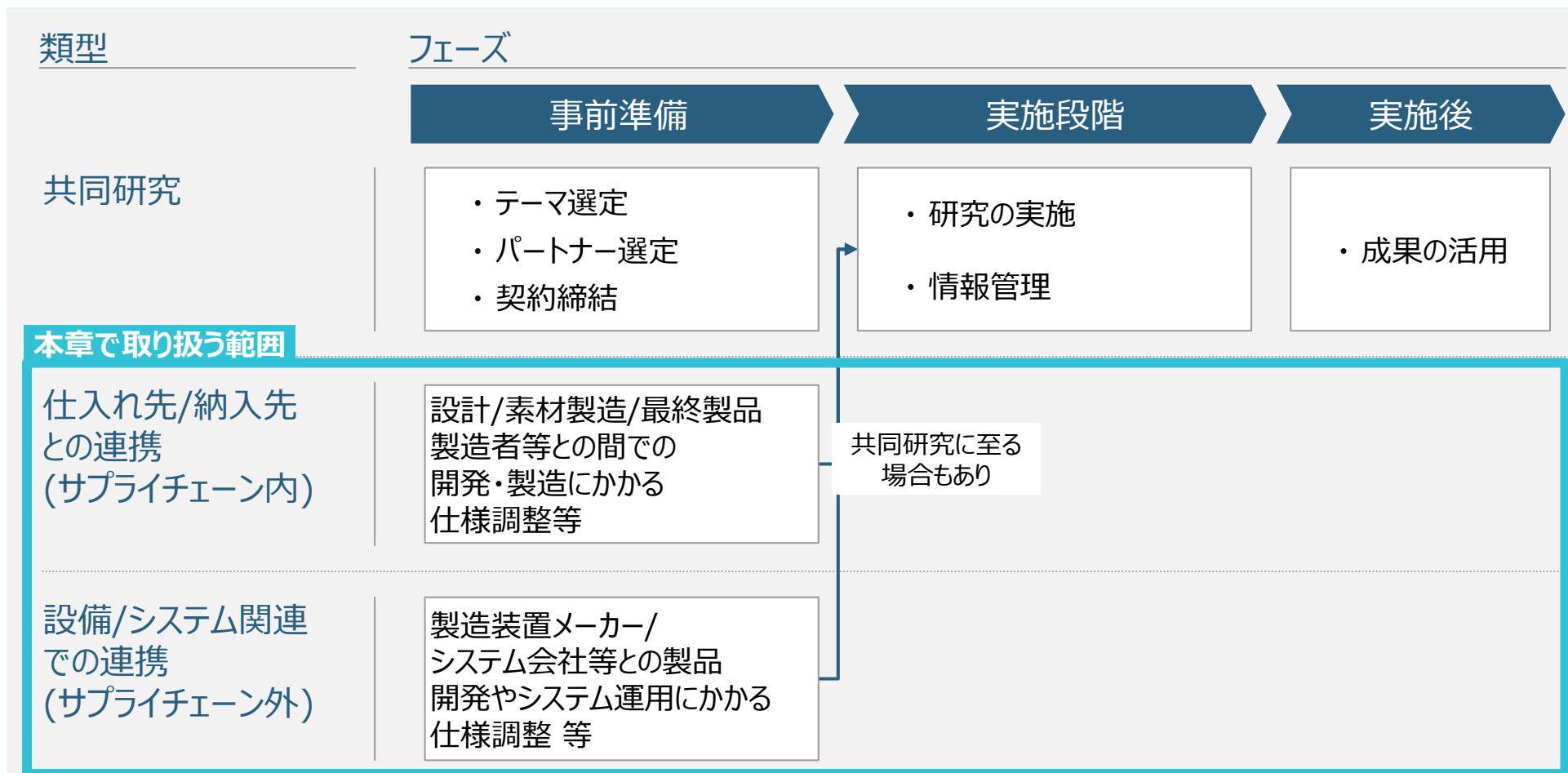


第5章

すり合わせに伴う技術流出への対策

本章で取り扱う範囲

- 他者との連携において技術流出リスクが想定される事例のうち、本章では、②**サプライチェーンの中でのすり合わせ**と、③**サプライチェーンの外でのすり合わせのリスクと対策**を取り扱う

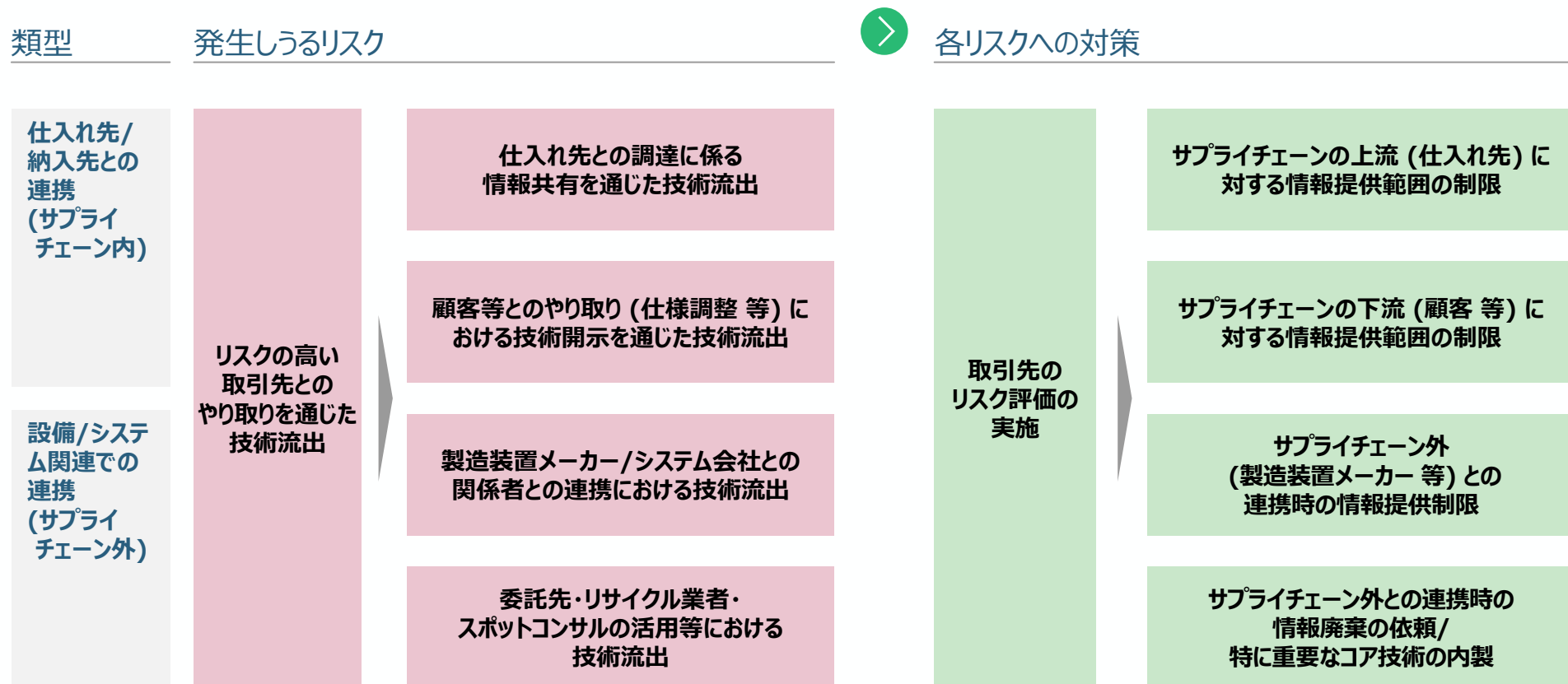


「すり合わせに伴う技術流出への対策」に関する基本的認識

- **製品性能や品質最大化には、個々の部品調達に関わる組織間での最適化に向けた相互調整（いわゆる「すり合わせ」）が極めて重要**
 - これは、伝統的に企業とサプライヤーの緊密な連携によって他国には真似が出来ない品質を生み出してきた我が国製造業の「お家芸」の分野（※）
 - （※）「すり合わせ」の対局の概念として、標準化によって、外部の生産機能を水平分業させ、コストを大幅に下げる「組み合わせ」がある。細かい技術に関するやりとりが無い分、参入障壁が低く、標準品の大量生産に向けた手法といわれている
- 「すり合わせ」は、必ずしも長年にわたり緊密な関係を築いてきた企業に限られず、グローバルにその対象が拡大。更に、国が経済安全保障の観点で、市場アクセスを人質にしつつ、自律性、すなわち現地企業からの調達比率を高める要請で競っている分野も見受けられる
- 我が国企業も当該国での市場アクセスの確保のため、この要請に応じ「すり合わせ」の対象を外国企業（現地企業）に広げざるを得ないことも考えられる
- このようにサプライチェーンのパートナーの多様化は不可避の一方、「すり合わせ」においては、営業秘密を含め、さまざまな技術情報の共有が行われることから、技術流出のリスクが高い
 - 例えば、すり合わせで共有された技術情報を使って自社の技術力を高めたり、製造する部品のラインナップを拡大する等の行為が行われるリスクがある
- このため、共同研究と同様、パートナーや「すり合わせ」の内容等に応じ、適切なリスク軽減措置を組み合わせしていくというマネジメントが必要である

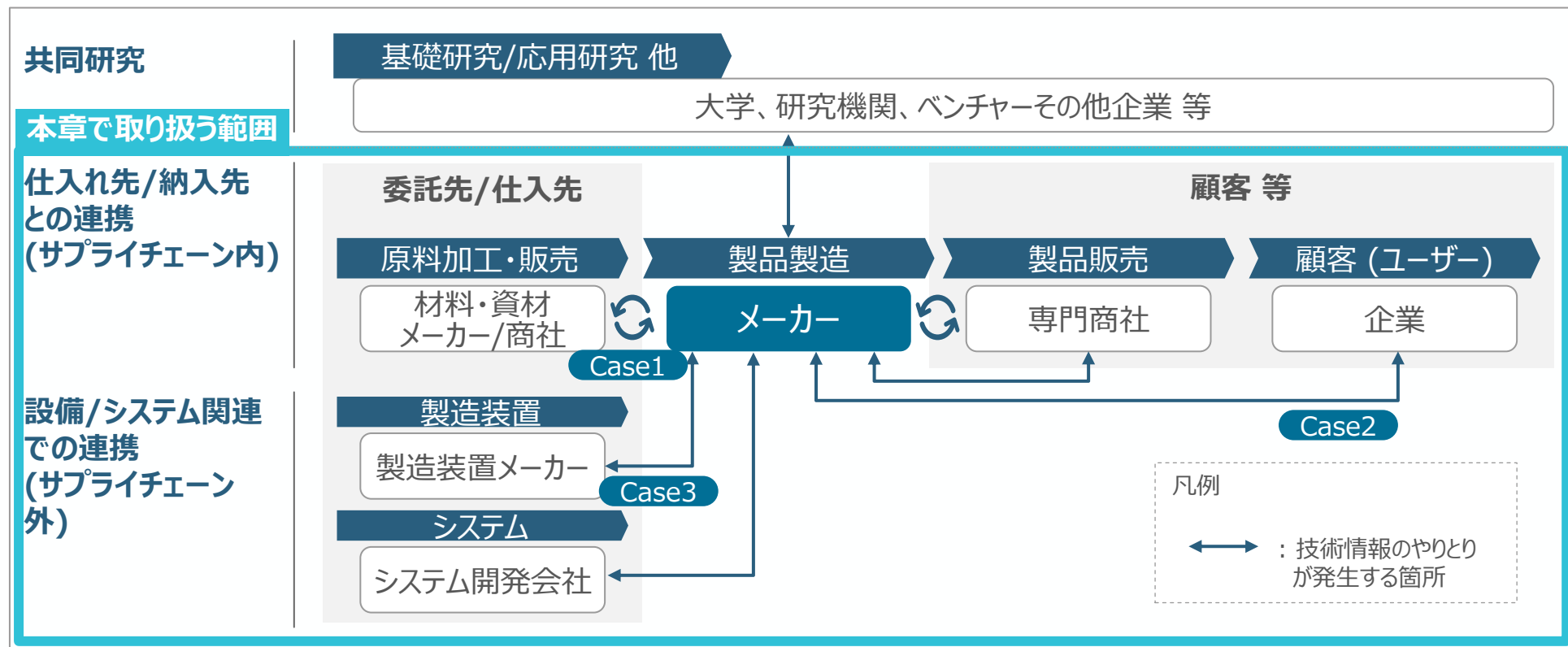
すり合わせに伴う技術流出リスクとその対策の全体像

- 企業が保有する技術は、サプライチェーンの中（仕入れ先（上流）や顧客（下流）等）や、サプライチェーンの外（製造装置メーカー等）とのすり合わせ等の場面でも流出するリスクがある
- このため、まずは取引先のリスクを評価した上で、各相手方に対し、**情報提供を制限する等、対策を講じていく必要がある**



企業をとりまく想定される技術流出の経路（メーカーの場合）

- 企業の保有技術は、先述の「共同研究」に加え、サプライチェーンの中（仕入れ先や顧客等）や、サプライチェーンの外（製造装置メーカー等）とのすり合わせでも流出するリスクがある



第0章 はじめに

- 1 本ガイドランスの目的等
- 2 技術流出の経路と本ガイドランスの構成

第1章 各章で共通する技術流出対策

- 1 組織体制の構築・リスクマネジメント
- 2 重点的に守るべき技術の特定・評価

第2章 生産拠点の海外進出に伴う技術流出への対策

- 0 技術流出事例
- 1 計画前・計画段階において取り組むべき事項
- 2 契約締結時に取り組むべき事項
- 3 海外事業の実施段階において取り組むべき事項
- 4 撤退・契約終了時に取り組むべき事項
- 5 その他の取組事項

第3章 人を通じた技術流出への対策

- 0 技術流出事例
- 1 技術流出を防ぐために未然に取り組むべき事項
- 2 技術流出した場合に取り組むべき事項
- 3 技術者の流出に対して取り組むべき事項

第4章 共同研究に伴う技術流出への対策

- 0 技術流出事例
- 1 計画段階において取り組むべき事項
- 2 契約締結時に取り組むべき事項
- 3 共同研究の実施段階において取り組むべき事項
- 4 研究終了時に取り組むべき事項

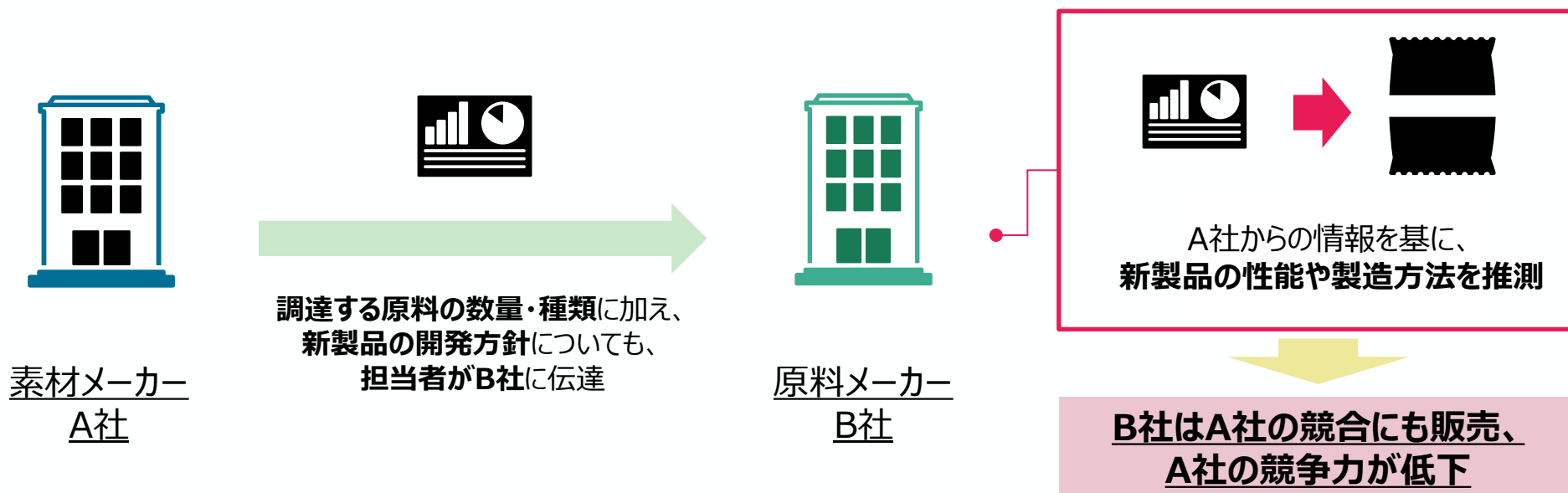
第5章 すり合わせに伴う技術流出への対策

- 0 技術流出事例
- 1 取引開始前に取り組むべき事項
- 2 契約締結時に取り組むべき事項
- 3 サプライチェーンの中との連携において取り組むべき事項
- 4 サプライチェーンの外との連携において取り組むべき事項

(参考) 研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書について

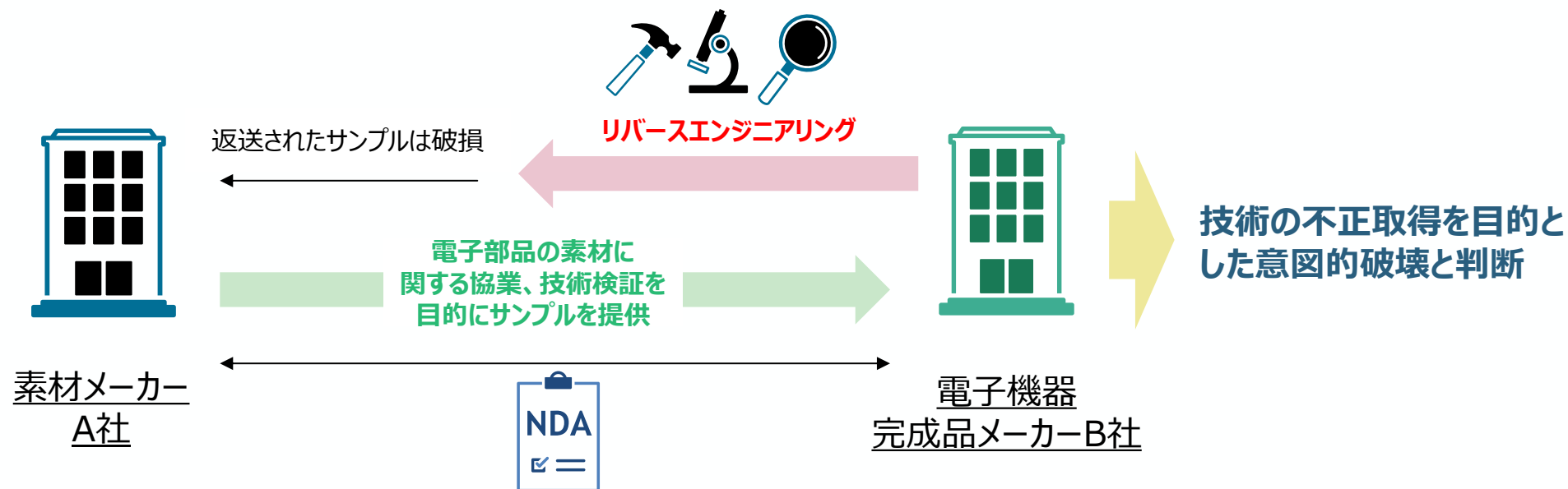
Case1: 原料メーカー（仕入れ先）からの技術流出

- 日本の素材メーカーA社は、部素材の性能向上に向けた開発に際し、当該部素材の原料の国内唯一の供給元であるメーカーB社に対して原料を発注。その際、A社の担当者が、**自社の新製品の開発方針を必要以上にB社担当者に明らかにした。**
- B社はこの情報を基に、**A社新製品の性能や製造方法を推測**。自社の原料を販売する際、この情報をA社の複数の競合他社にも提示し、販路を拡大した。
- A社はその後、**競合他社が自社と同様の新製品を投入していることを認識**。しかし、B社からの情報漏えいを立証するための確たる証拠がなく、**法的責任を追及することができなかった。**



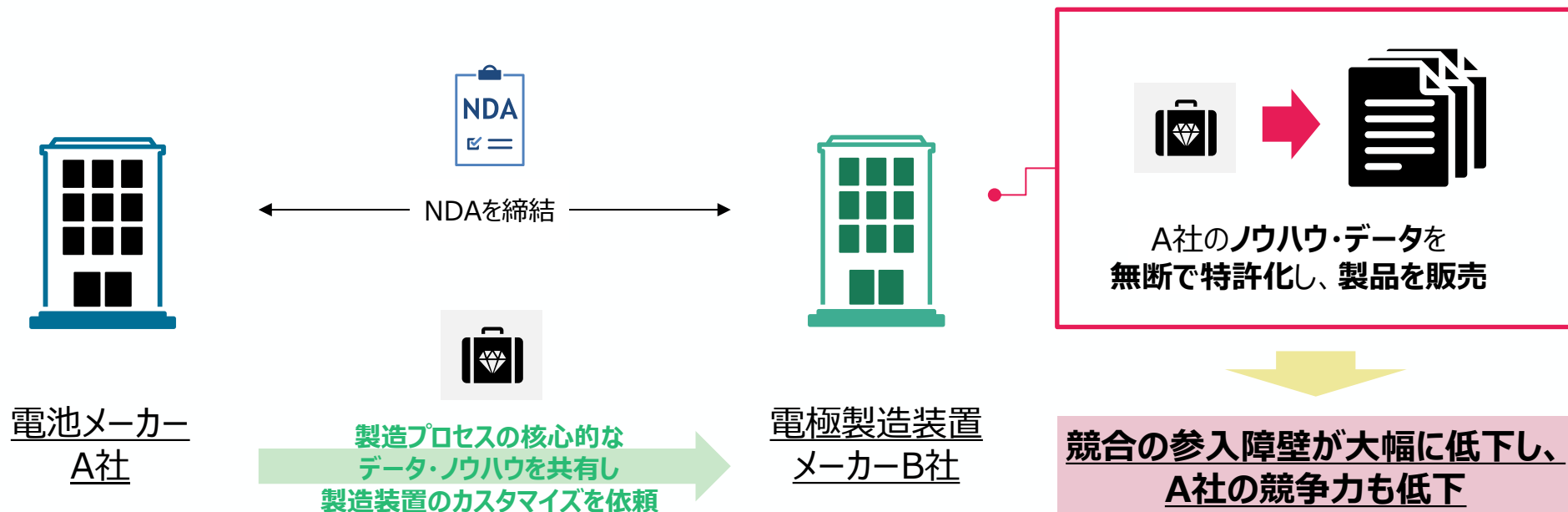
Case2: 顧客へのサンプル提供の際の技術流出

- **素材メーカーA社**は、自社の先端的な部素材技術を、**海外の電子機器完成品メーカーのB社**にライセンス提供することも視野に、NDAを締結したうえで、**サンプルを送付した**。
- B社に送付したサンプルは、**返却期日をはるかに超過したのち、破損・欠損した状態**で返却。
- A社は、B社が**リバースエンジニアリング**を目的として意図的に破壊したと判断。
- A社はこの出来事により、**製品技術や商業機会の喪失が生じ得ると懸念し、事件後、政府機関との連携を強化し、自社の情報セキュリティ体制や知財戦略を見直した**。



Case3: 製造装置メーカーからの技術流出

- 電池メーカーA社は、電極製造装置メーカーB社とNDAを締結した上で、製造プロセスの核心的なデータ・ノウハウをB社に対して共有し、電極量産装置のカスタマイズを依頼、B社は同装置を開発し、A社に対して納入した。
- これに留まらず、B社は、A社から提供されたデータ・ノウハウを目的外に使用し、独自に特許を出願、A社の競合他社に対して販売した。
- A社は、B社による特許出願に伴う公開によって、ノウハウによる事業優位性を喪失し、競合の参入障壁が大幅に低下、自社の競争力も大幅に低下した。



第0章 はじめに

- 1 本ガイドランスの目的等
- 2 技術流出の経路と本ガイドランスの構成

第1章 各章で共通する技術流出対策

- 1 組織体制の構築・リスクマネジメント
- 2 重点的に守るべき技術の特定・評価

第2章 生産拠点の海外進出に伴う技術流出への対策

- 0 技術流出事例
- 1 計画前・計画段階において取り組むべき事項
- 2 契約締結時に取り組むべき事項
- 3 海外事業の実施段階において取り組むべき事項
- 4 撤退・契約終了時に取り組むべき事項
- 5 その他の取組事項

第3章 人を通じた技術流出への対策

- 0 技術流出事例
- 1 技術流出を防ぐために未然に取り組むべき事項
- 2 技術流出した場合に取り組むべき事項
- 3 技術者の流出に対して取り組むべき事項

第4章 共同研究に伴う技術流出への対策

- 0 技術流出事例
- 1 計画段階において取り組むべき事項
- 2 契約締結時に取り組むべき事項
- 3 共同研究の実施段階において取り組むべき事項
- 4 研究終了時に取り組むべき事項

第5章 すり合わせに伴う技術流出への対策

- 0 技術流出事例
- 1 取引開始前に取り組むべき事項
- 2 契約締結時に取り組むべき事項
- 3 サプライチェーンの中との連携において取り組むべき事項
- 4 サプライチェーンの外との連携において取り組むべき事項

(参考) 研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書について

1. ① 取引先のリスク評価を行う

- 技術情報の提供を伴うような取引先については、通常、提供した技術情報が当該取引先において管理されることとなるから、あらかじめ、通常行われる信用状況の評価だけでなく、**技術流出リスクの観点から評価**を行う
- 特に、新規の取引先については、会社の事業内容や経営状況、役員構成等の一般的に入手可能な情報収集に加え、可能であれば、トップの人柄や業界内でのレピュテーションや他企業との取引実績、他の企業との間で技術の取扱いをめぐる訴訟の状況等を確認する。また、重要な技術情報の提供を伴う重要取引先については、日頃から定期的に確認することも重要である
- その上で、当該企業が自社の重要技術の獲得に関心があると思われる場合や、情報管理体制等に不十分な点がある場合等、**リスクが高いと思われる場合には、取引を回避する、あるいは取引内容を見直す**等の対応を行う
- もっとも、例えばM & A取引におけるDDとは異なり、あくまで自社の技術情報の流出防止が目的であること、リスクに応じて濃淡をつけなければ対象となる取引数が膨大になる可能性があること等に鑑みて、すり合わせの過程で提供する**技術情報の重要性・機微性（p15参照）**や、**相手方の特性（業種、上場/非上場、国内/海外等）**を考慮の上、**コスト等も踏まえて確認項目を調整する必要がある**

対応策の例

- 本取組の前提として、サプライチェーン戦略において、生産のリードタイムやコスト削減といった観点に加えて、技術提供の有無・可能性や、提供技術の重要性（p15参照）を考慮することも検討する
- その上で、取引の内容（単なる売買に留まるか等）や提供可能性のある技術情報の重要性を吟味し、必要に応じたリスク評価を行う。リスク評価の実施において収集する情報例としては、以下が考えられる。その他、取引類型が異なるため、そのまま適用することが適当ではないものの、必要に応じて、共同研究におけるパートナーDDの項目（p122～）も参照されたい
 - **事業内容**：類似の事業があり、自社に技術優位性がある場合、技術獲得される可能性
 - **経営状況**：経営状況が芳しくない場合、自社の競合他社に買収される可能性や、短期的な利益獲得を目的とした技術の不正な取得が行われる可能性
 - **トップの人柄/意識等**：会社のトップ（社長）の人柄や考え方、契約遵守意識によって、技術流出リスクが高くなる可能性
 - **役員構成**：外国政府等による情報活動への協力義務を課せられている役員がいる場合、他国に技術を移転される可能性
 - **レピュテーション・訴訟状況**：過去に技術の取扱いに問題のあった企業については、適切な再発防止策が講じられていない限り、同様の問題が発生する可能性

1. ② 取引開始前の情報提供の範囲の限定

- 取引に入る前の商談や設備等の導入を検討する段階において、フィージビリティスタディーの観点から、自社の技術情報を一定程度提供するケースがある
- あらかじめ、NDAを締結した上で、自社における情報管理のランク付け等を踏まえつつ、提供範囲を明確化し、必要最低限の情報しか提供しないことが重要である

対応策の例

① NDAの締結

- 新規取引に向けた商談等において、技術情報を提供する可能性があるのであれば、あらかじめNDAを締結した上で、技術情報を提供することが必要である

事前のNDA締結



② 提供可能な範囲の限定・明確化

- 商談や設備等の導入検討におけるコミュニケーションの過程で、うっかり重要な技術情報を口頭説明又は開示してしまうケースが少なくない
- あらかじめ、社内において、取引先のリスク評価の結果等も踏まえつつ、取引開始前に提供可能な技術情報の範囲を明確にしておくことが重要である。また、提供する技術情報についても、固有名詞のコードネーム化や不必要な部分に関するブラックボックス化等の対策も検討する
- さらに、明確化した提供範囲を、実際に商談等に出席する担当者に対しても説明することも重要である

コードネーム化のイメージ



従業員

ここで扱っている原材料は「001」です



本当は「A」という原材料

③ 段階的な技術提供

- 取引開始前においても、信頼関係の構築を見極めながら必要な情報を開示するという対応が考えられる

第0章 はじめに

- 1 本ガイドランスの目的等
- 2 技術流出の経路と本ガイドランスの構成

第1章 各章で共通する技術流出対策

- 1 組織体制の構築・リスクマネジメント
- 2 重点的に守るべき技術の特定・評価

第2章 生産拠点の海外進出に伴う技術流出への対策

- 0 技術流出事例
- 1 計画前・計画段階において取り組むべき事項
- 2 契約締結時に取り組むべき事項
- 3 海外事業の実施段階において取り組むべき事項
- 4 撤退・契約終了時に取り組むべき事項
- 5 その他の取組事項

第3章 人を通じた技術流出への対策

- 0 技術流出事例
- 1 技術流出を防ぐために未然に取り組むべき事項
- 2 技術流出した場合に取り組むべき事項
- 3 技術者の流出に対して取り組むべき事項

第4章 共同研究に伴う技術流出への対策

- 0 技術流出事例
- 1 計画段階において取り組むべき事項
- 2 契約締結時に取り組むべき事項
- 3 共同研究の実施段階において取り組むべき事項
- 4 研究終了時に取り組むべき事項

第5章 すり合わせに伴う技術流出への対策

- 0 技術流出事例
- 1 取引開始前に取り組むべき事項
- 2 契約締結時に取り組むべき事項
- 3 サプライチェーンの中との連携において取り組むべき事項
- 4 サプライチェーンの外との連携において取り組むべき事項

(参考) 研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書について

2. ① 秘密保持義務・情報の取扱方法等の規定

- 日常的に行われる「すり合わせ」について、その都度契約が締結されるケースは少なく、取引先との間で締結された取引基本契約によって規律されるケースが多い。当該基本契約の名称等（売買基本契約等）にとられることなく、相互調整のために技術情報の授受が行われる可能性があるのであれば、秘密保持義務を規定することが重要である

対応策の例

① 秘密保持義務の規定

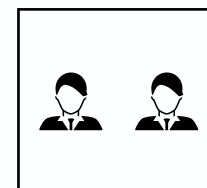
- すり合わせを伴う取引に係る基本契約はケースバイケースであるが（売買基本契約、加工委託基本契約等）、仕様調整やカスタマイズといった相互の調整に伴い、自社から取引先に対して技術情報を提供する可能性があるのであれば、必要に応じて、基本契約に以下のような秘密保持義務を定めることが重要である

目的外利用の禁止／第三者への提供禁止／複製の禁止／情報返却・破棄等

- また、重要な技術情報を提供する場合には、必要に応じて、個別にNDAを締結することも重要である。特に、自社において営業秘密として管理している技術情報（p22参照）を共有する場合には、秘密管理性の有無が法人（具体的には管理単位）ごとに判断されることも踏まえて、営業秘密を特定したNDAの締結等により、自社の秘密管理意思を明確に示すことが重要である（営業秘密を企業内外で共有する場合の秘密管理性の考え方については、経済産業省「営業秘密管理指針」を参照）

※経済産業省「営業秘密管理指針」参照 (<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/trade-secret.html>)

秘密保持義務



第三者への提供禁止
承諾なき委託の禁止



義務の設定

秘密保持、
目的外利用禁止

② 情報の取扱方法の明確化

- 仕様調整やカスタマイズといった相互の調整に伴い、取引先が業務委託を行うケースもありうる。技術の重要性を踏まえつつ、業務委託先を把握するための条項を盛り込むことも重要である。例えば、事前承認や事前通知等を求めることがありうる

2. ② 資本変動等に備えた解除事由等の設定

- 取引先の業績悪化や破綻、資本構成の変化等の契約後の事情変更により、技術流出リスクが高まる可能性がある
- 取引の内容や提供する可能性のある技術情報の重要性等を踏まえたケースバイケースの判断が重要となるが、相手方の資本構成が大きく変動する場合等について、**事前に把握する手段とその対応策を明確化**することも検討する

対応策の例

① 事前承諾・通知事項・解除事由として規定

- 取引の内容や提供する技術情報の重要性等によっては、合併や事業譲渡、経営権の変動を伴う株式移転等について、事前承諾又は事前通知を求めることも有用である
- その上で、懸念のある主体が、新たな株主になること等により、技術情報にアクセスする可能性が生じる場合には、契約を解除することができるよう、解除事由として定めることも考えられる
- また、取引内容等にもよるが、資本構成の変更等に限らず、以下のような技術流出リスクに影響を与える重要な事項の変動については、解除事由等として規定することが考えられる
 - ✓ 経営状況の悪化
 - ✓ 外国での多額の研究費の申請
 - ✓ 制裁リスト等への追加 等

解除事由として想定される主な事項

資本構成（支配者）の変更



経営状況の悪化



外国での多額の研究費の申請



② 解除後のデータ返却等の規定・実行

- 契約を解除するだけでは技術流出リスクは軽減できないため、相手側に提供したデータやサンプルの返却や破棄に関する条項を盛り込むとともに、確実に実行することも重要

第0章 はじめに

- 1 本ガイドランスの目的等
- 2 技術流出の経路と本ガイドランスの構成

第1章 各章で共通する技術流出対策

- 1 組織体制の構築・リスクマネジメント
- 2 重点的に守るべき技術の特定・評価

第2章 生産拠点の海外進出に伴う技術流出への対策

- 0 技術流出事例
- 1 計画前・計画段階において取り組むべき事項
- 2 契約締結時に取り組むべき事項
- 3 海外事業の実施段階において取り組むべき事項
- 4 撤退・契約終了時に取り組むべき事項
- 5 その他の取組事項

第3章 人を通じた技術流出への対策

- 0 技術流出事例
- 1 技術流出を防ぐために未然に取り組むべき事項
- 2 技術流出した場合に取り組むべき事項
- 3 技術者の流出に対して取り組むべき事項

第4章 共同研究に伴う技術流出への対策

- 0 技術流出事例
- 1 計画段階において取り組むべき事項
- 2 契約締結時に取り組むべき事項
- 3 共同研究の実施段階において取り組むべき事項
- 4 研究終了時に取り組むべき事項

第5章 すり合わせに伴う技術流出への対策

- 0 技術流出事例
- 1 取引開始前に取り組むべき事項
- 2 契約締結時に取り組むべき事項
- 3 サプライチェーンの中との連携において取り組むべき事項
- 4 サプライチェーンの外との連携において取り組むべき事項

(参考) 研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書について

3. ① サプライチェーンの上流（仕入れ先）に対する情報提供範囲の制限

- サプライチェーンにおける上流（原料・素材等の仕入れ先）と調達等についてやり取りする際、その情報から、自社の製品開発の方針や技術情報が推測されるリスクがある。これを回避するため、仕入れ先に提供する情報は、可能な限り限定する
- また、仕入れ先に提供する情報が営業秘密に該当する場合や、営業秘密が推測される可能性がある場合には、技術情報を提供する前にNDAを締結する等、情報の保護措置を検討する
- 他国からの要請等を背景に、不合理な情報開示が求められた場合には、安易に応じず、経済産業省への相談も検討する

対応策の例

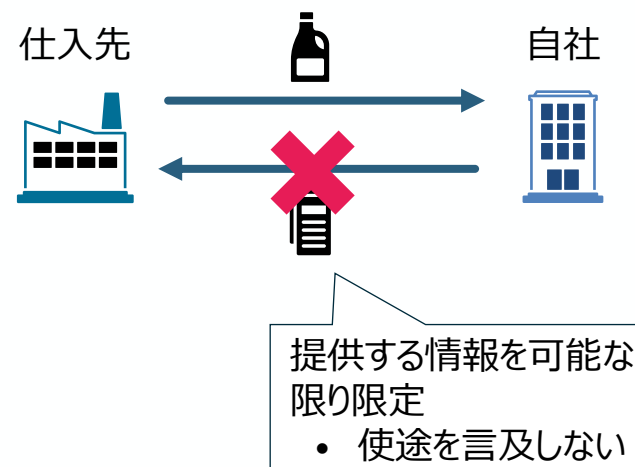
①仕入れ先等に対して提供する情報の限定

- 自社の事業に必要な原料・素材等を調達する際、自社から一定の技術情報を提供するケースもあるが、必要以上の情報を提供すると、自社技術に関する情報や関心、自社の製品開発の方向性を相手方に推測され、競争に流用されるリスクがある。このため、提供する情報を、可能な限り必要最低限の範囲に限定することが重要である（どれを提供し、提供しないか、事前に明確にする）
- その際、相手方の他の取引先（他国の競合企業の有無等）や、事業規模等を踏まえたリスクに応じ、提供する情報の範囲を限定する。また、調達する原料・素材等の具体的な用途については、言及しないことも重要である
- なお、情報を受領する仕入れ等の立場からも、必要以上の情報を受領してしまうと、漏えいリスク・管理コストが生じるため、かかる対応は重要となる

②外国政府等からの要請に基づく情報開示要求に適切に対応する

- 原材料の仕入れ先等から、外国政府からの要請等を背景に、技術やサプライチェーンに関する情報の開示を求められた場合は、その要求の合理性を確認する。不当な内容と思われる場合には、安易に応じず、経済産業省への相談も検討する

仕入れ先に対する提供情報の限定



3. ② サプライチェーンの下流（顧客等）に対する情報提供範囲の制限

- 上流と同様に、**下流（顧客等）**に対しても、**仕様調整の場面等**において技術等の情報を開示するケースがあるが、意図しない技術流出リスクに備えるため、**情報提供の範囲を限定**することが重要
- また、リバースエンジニアリングによる技術流出を防ぐため、コア技術が含まれる部分については**ブラックボックス化**を検討する。営業秘密を提供せざるを得ない場合には、必要に応じてNDAを締結する等の秘密管理も重要

対応策の例

①顧客に対しても、自社から提供する情報を限定する

- 顧客は相対的に立場が強いことが多いが、情報開示を求められた場合も含め、できる限り情報を提供しないよう努める。追加的に技術情報を提供せざるを得ない場合や改善等のためにある程度共有が必要な場合も、提供する情報を選別し、また、説明・表現を工夫するとともに、ノウハウや製造条件等は秘匿し、固有名詞はコード化する。また、サンプルを提供した場合は、回収を徹底することも重要
- こうした対策を行うに当たって、あらかじめ、提供可能な範囲でも、技術情報の粒度に応じたランク分けを行っておくことが有用である。その際、営業担当者任せにせず、提供する技術情報の内容や粒度について、事前に社内で整理することが重要
- また、顧客からの要望で工程監査を受け入れる際、事前に可否を検討し、更に具体的な内容を事前に取り決めるよう徹底する

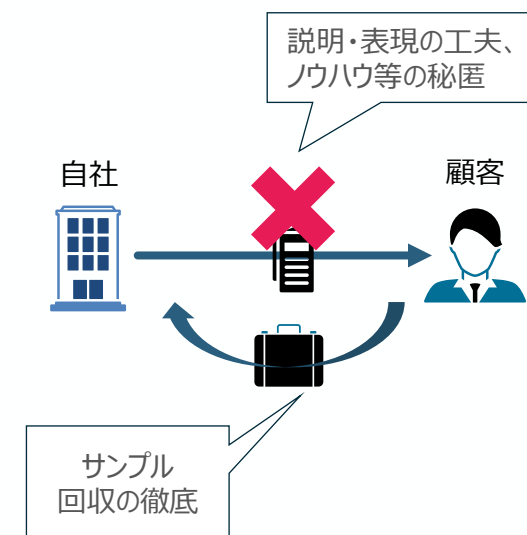
②提供情報に関する秘密管理の徹底

- 情報提供が必要な場合も、個別にNDAを締結し、相手方に秘密情報であることが分かる表示をすることが必要。可能なら監査・訪問等により契約遵守状況を確認する
- また、海外法人とのすり合わせの際は、自社の現地法人の社員に厳格なアクセスコントロールを実施することが重要（本社出向者への限定等）

③外国政府等からの要請に基づく情報開示要求に適切に対応する

- 原材料の仕入れ先等から、外国政府からの要請等を背景に、技術やサプライチェーンに関する情報の開示を求められた場合は、その要求の合理性を確認する。不当な内容と思われる場合には、安易に応じず、経済産業省への相談も検討する

顧客に対する情報提供の実施



第0章 はじめに

- 1 本ガイドランスの目的等
- 2 技術流出の経路と本ガイドランスの構成

第1章 各章で共通する技術流出対策

- 1 組織体制の構築・リスクマネジメント
- 2 重点的に守るべき技術の特定・評価

第2章 生産拠点の海外進出に伴う技術流出への対策

- 0 技術流出事例
- 1 計画前・計画段階において取り組むべき事項
- 2 契約締結時に取り組むべき事項
- 3 海外事業の実施段階において取り組むべき事項
- 4 撤退・契約終了時に取り組むべき事項
- 5 その他の取組事項

第3章 人を通じた技術流出への対策

- 0 技術流出事例
- 1 技術流出を防ぐために未然に取り組むべき事項
- 2 技術流出した場合に取り組むべき事項
- 3 技術者の流出に対して取り組むべき事項

第4章 共同研究に伴う技術流出への対策

- 0 技術流出事例
- 1 計画段階において取り組むべき事項
- 2 契約締結時に取り組むべき事項
- 3 共同研究の実施段階において取り組むべき事項
- 4 研究終了時に取り組むべき事項

第5章 すり合わせに伴う技術流出への対策

- 0 技術流出事例
- 1 取引開始前に取り組むべき事項
- 2 契約締結時に取り組むべき事項
- 3 サプライチェーンの中との連携において取り組むべき事項
- 4 サプライチェーンの外との連携において取り組むべき事項

(参考) 研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書について

4. ① サプライチェーン外（製造装置メーカー等）との連携時の情報提供制限

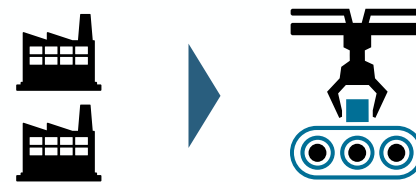
- 製造装置メーカーやシステム会社等、サプライチェーンの外の関係者と連携する際にも、仕様調整や発注等を通じて提供した技術情報が、意図せず流出するリスクがある
- このため、契約において**秘密保持条項**を設けることに加え、**提供する情報の限定**や**調達先の分散**等の対策を行うことが重要である。また、**重要なコア技術が製造装置等に化体するケースでは、内製することも検討する。**

対応策の例

① 装置メーカー等の外部企業等へ提供する情報の限定

- 自社開発方針やノウハウの流出を防ぐために、仕様調整等の際に提供する情報を必要最低限の範囲で限定したり、調達を分散することが考えられる（一社に依存せず可能な限り複数から部品を調達し、個々の部品の用途が分からないようにする等）
- 装置を使用するに当たり、改造やカスタマイズが必要となる場合には、極力自社で改造等を行い、操業条件の漏えいを防ぐことが重要。修理やメンテナンスのためにメーカーに出す際は、購入時のカタログスペックに戻すことも重要
- 仮に自社の情報を提供する際は、これを開示する範囲（従業員、受託事業者等）と責任の所在を明確にする

一か所に情報が集中しないよう、出す情報を限定し、分散調達を行う



カスタマイズを含む製造委託を実施する際は、秘密保持義務を盛り込みつつ、情報提供を工夫



(段階的な情報提供/モニタリングの実施)

② カスタマイズ含めた製造委託を実施する際の留意点

- 契約に秘密保持条項を盛り込むとともに、例えば以下のとおり、自社からの情報提供を工夫する
 - ✓ 段階的な技術提供の実施
 - ✓ 情報セキュリティ体制構築の依頼、現地モニタリング
 - ✓ 装置納品後の情報破棄の確実な実施 等

③ 極めて重要なコア技術については内製する

- 競争力に特に大きな影響を与える重要なコア技術が、製造装置やそのカスタマイズ等に化体するケースも存在する。コスト等も踏まえた判断が必要となるが、重要性等に応じて、内製することも検討する。

4. ② サプライチェーン外との連携時における情報管理状況の確認

- 取引先に対し、可能であれば**情報管理に関する第三者認証の取得を促す**等、情報管理がしっかりと行われていることを確認する
- また、**サプライチェーン外においては、リサイクル業者やコンサルなど様々な取引先が関係することとなるが、技術情報の提供・開示を伴う取引については、提供・開示する事項を限定することが重要である。**

対応策の例

① 情報管理の実施状況を確認する

- サプライチェーン外との連携に限られないが、取引先に対して、情報管理者の選任、情報の取扱いに関する社内規程の有無、社内研修の実施状況、漏えい発生時の対応等の情報管理体制の状況を確認し、適切な体制の構築を依頼することも重要である
- こうした情報管理に関する取組事項を満たしているか確認する場合、第三者認証制度（例えば、技術情報管理認証制度（TICS）等）を活用し、取引先に認証の取得を促すことも検討する

② 取引内容に応じて、提供・開示する事項を限定する

- 外部のリサイクル事業者等に委託して技術情報を処分するケースもあるが、情報の重要性等を考慮して、委託の可否を判断する。また、廃棄時の記録保存や、場合によっては立ち会い等を検討することも有用。
- 企業がコンサルサービスを利用して様々なアドバイスを受けるケースがあるが、その過程で自社の技術情報を提供する場合には、その必要性を吟味して、提供・開示する情報の範囲に留意する。

技術情報管理認証制度

【制度概要】



※技術情報管理認証制度（TICS）は、産業競争力強化法に基づき政府が運用する制度。企業は認証機関の指導・助言を受けつつ、対策に取り組み、その状況が客観的に審査・認証される。詳細は経済産業省HP (https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/technology_management/) を参照。